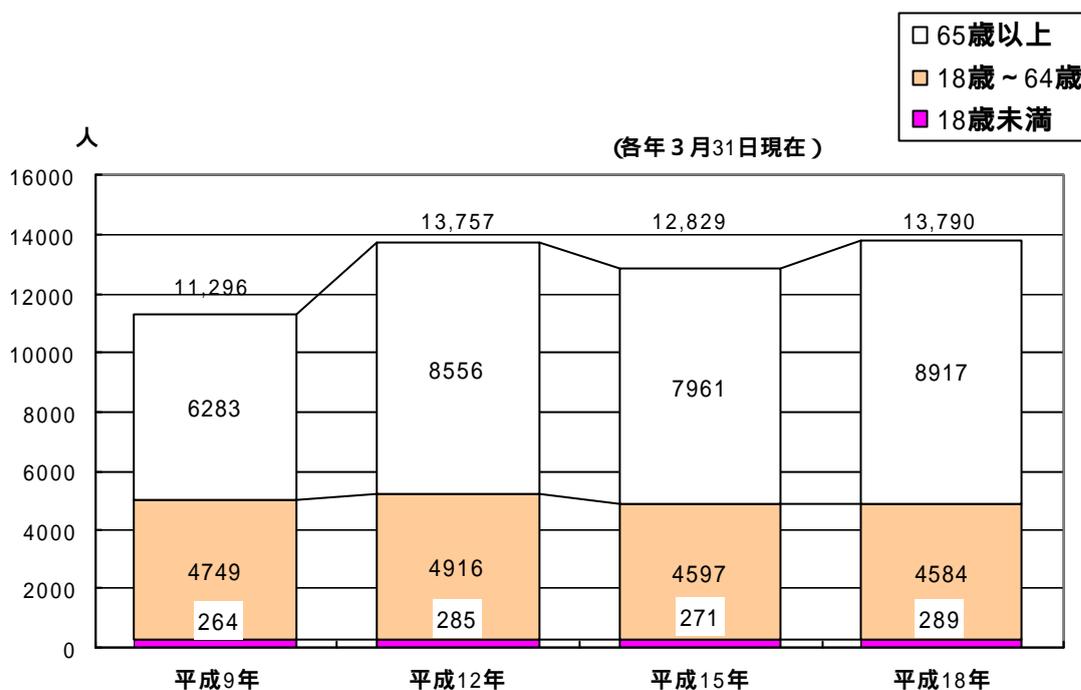


## 本論

### 第1章 高知市の障害のある人の現状

#### 1 - 1 身体障害者

##### 身体障害者手帳取得者年齢階層別年次推移

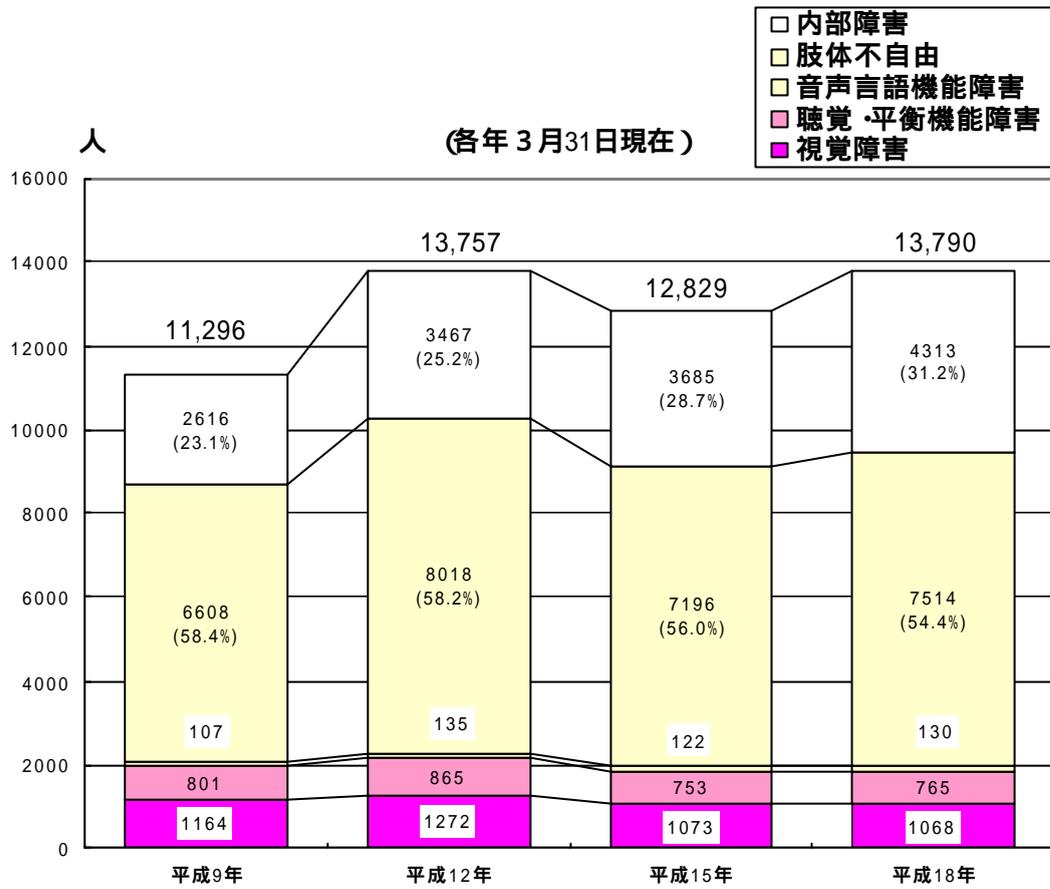


平成12年から15年にかけての障害者の減少は、平成12年から13年にかけて住民基本台帳における死亡者及び転出者を統計から除くよう変更したため

平成18年3月31日現在の身体障害者手帳取得者数は、13,790人で、そのうち64.6%(8,917人)は高齢者であり、介護保険サービスの対象となりうる方もあります。

障害福祉サービスへの影響が大きいと考えられる65歳未満の取得者数は、平成9年で5,013人、平成18年で4,873人であり、伸びはみられません。

## 障害種類別年次推移

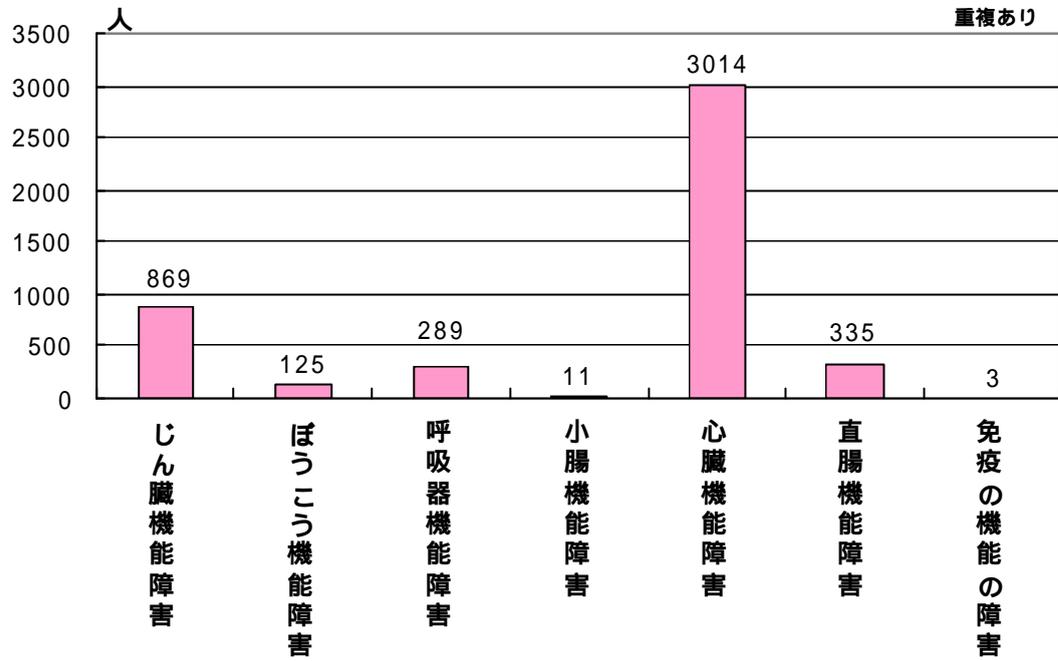


平成12年から15年にかけての障害者の減少は、平成12年から13年にかけて住民基本台帳における死亡者及び転出者を統計から除くよう変更したため

障害種類別の割合は、平成9年～18年の間、肢体不自由が約55%を占め、変動はみられません。

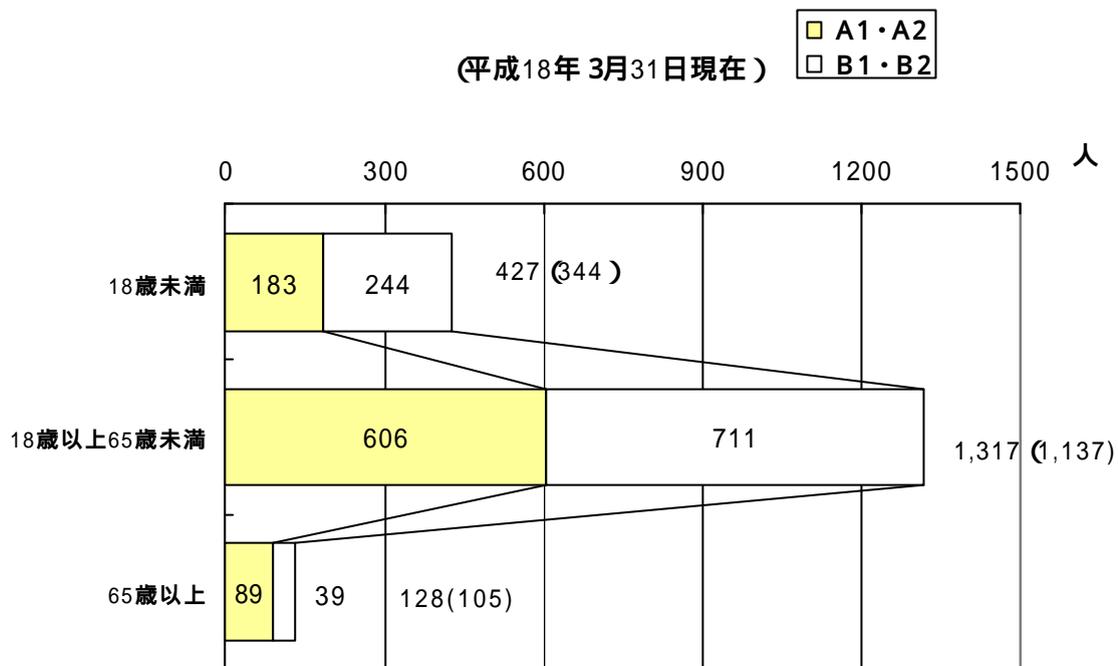
## 内部障害内訳

(平成18年3月31日現在)



## 1 - 2 知的障害者

### 療育手帳取得者数（年齢別・判定別人数）

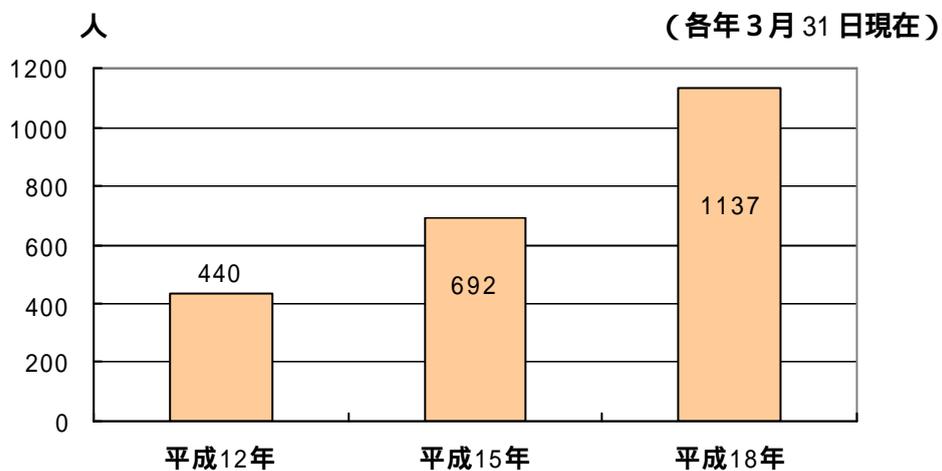


( )内は平成15年 3月31日現在の取得数

平成 18 年 3 月 31 日現在の 65 歳未満の療育手帳取得者は 1,744 人です。

### 1 - 3 精神障害者

#### 精神保健福祉手帳取得者数年次推移



平成18年3月31日現在の精神保健福祉手帳取得者数は1,137人です。

#### 通院医療費公費負担対象者数年次推移



平成18年3月31日現在の通院医療費公費負担対象者数は3,551人です。

## 第2章 高知市における障害福祉サービスの現状と課題

### 2 - 1 高知市障害者計画（平成 16～20 年度）の数値目標の進捗状況

全般に、順調に整備されてきています。

#### 施設サービス

	国目標 (平成 19 年)		計画策定時 (平成 15 年 4 月)	数値目標 (平成 20 年)	平成 18 年 4 月
	市指標 (国人口比換算)				
身体障害者 療護施設	-		-	-	40 人分
福祉 ホーム	身体	約 1,200 人分 約 4 人分	20 人分	45 人分	20 人分
	精神	約 4,000 人分 約 10 人分	23 人分	-	23 人分
通所 授産施設	身体的	約 65,800 人分 約 171 人分	188 人分 身体 99 人分 知的 89 人分	273 人分	204 人分 (小規模を 除く)
	精神	約 7,200 人分 約 19 人分	25 人分	50 人分	30 人分 (小規模を 除く)
福祉工場	-		0 人分	20 人分	0 人分
精神障害者 生活訓練施設 (援護寮)	約 6,700 人分 約 17 人分		49 人分	-	47 人分
心身障害者 通所作業所	-		178 人分	-	317 人分

## 在宅サービス

		国目標 (平成19年)	計画策定時 (平成15年 4月)	数値目標 (平成20 年)	平成18年4月
		市指標 (国人口比 換算)			
ヘルパー	身体的 児童	約56,700人  約147人	489人(高齢と兼任) 県登録ヘルパー数 視覚ガイド467人 全身性ガイド210人 (平成15年8月)	100人 (障害者に 対応できる ヘルパー数 として)	養成研修事業者指定 視覚ガイド4か所 全身性ガイド5か所 ○養成人数 視覚ガイド331人 全身性ガイド259人
	精神	約3,300人 約9人	105人(高齢と兼任)	100人	約100人分
デイサービス (身体・知的)		約1,600か所 約4か所	3か所 (身体79名知的9名)	2カ所	身体5か所, 知的7か所
ショート ステイ	身体的 児童	約5,600人分 約15人分	48人分 身体26人分 内20人高齢と兼任 知的14人分 児童13人分	15人分	身体3か所 知的4か所 児童3か所
	精神	-	3人分	-	3人分
障害児通園 (児童デイ サービス)事業		約11,000人分 約29人分	5人分 別途ひまわり園 20人分	30人分	64人分(8か所) 内特区:15人分 (3か所)
重症心身障害 児(者) 通園事業		約280か所 約1か所	0か所	2カ所	1カ所(5名)
グルー プホー ム	知的	約18,400人分 約48人分	60人分	100人分	93人分(21か所)
	精神	約12,000人分 約31人分	37人分	40人分	71人分(14か所)

## 地域生活支援等

	国目標 (平成19年)	計画策定時 (平成15年 4月)	数値目標	平成18年 4月
	市指標 (国人口比換算)			
精神障害者地域 生活支援センター	約470か所 約1か所	3か所	-	3か所
身体障害者生活 支援センター	-	2か所	-	2か所
知的障害者地域生活 支援センター	-	1か所	-	1か所
障害者就労・生活 支援センター	-	1か所	-	1か所

## 2 - 2 障害福祉サービスの利用状況

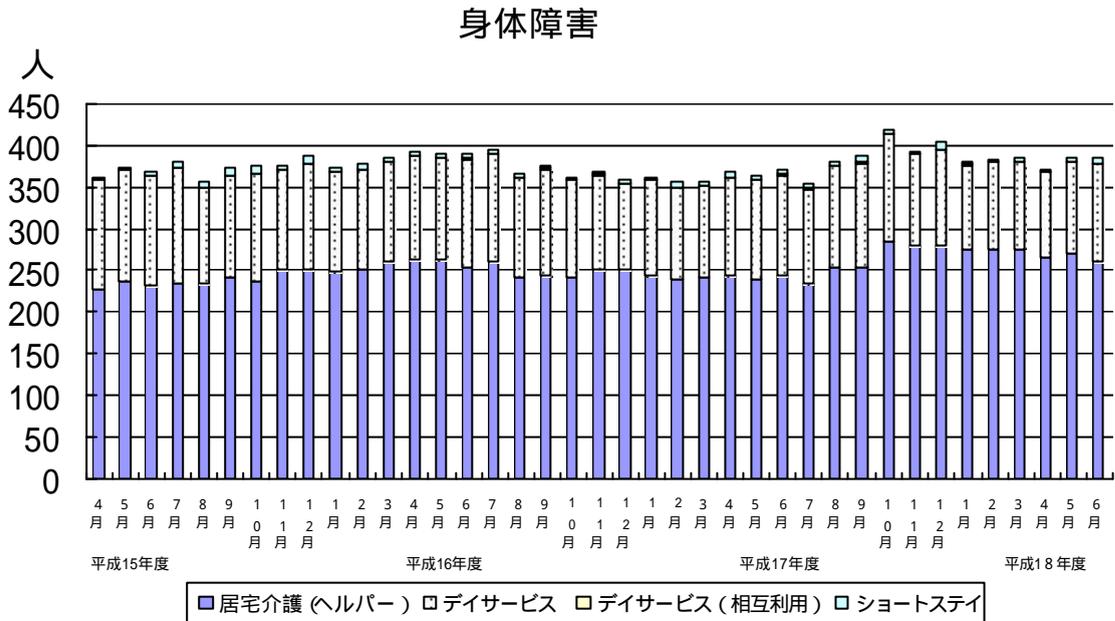
施設サービス（入所）

平成 17 年 10 月 1 日現在

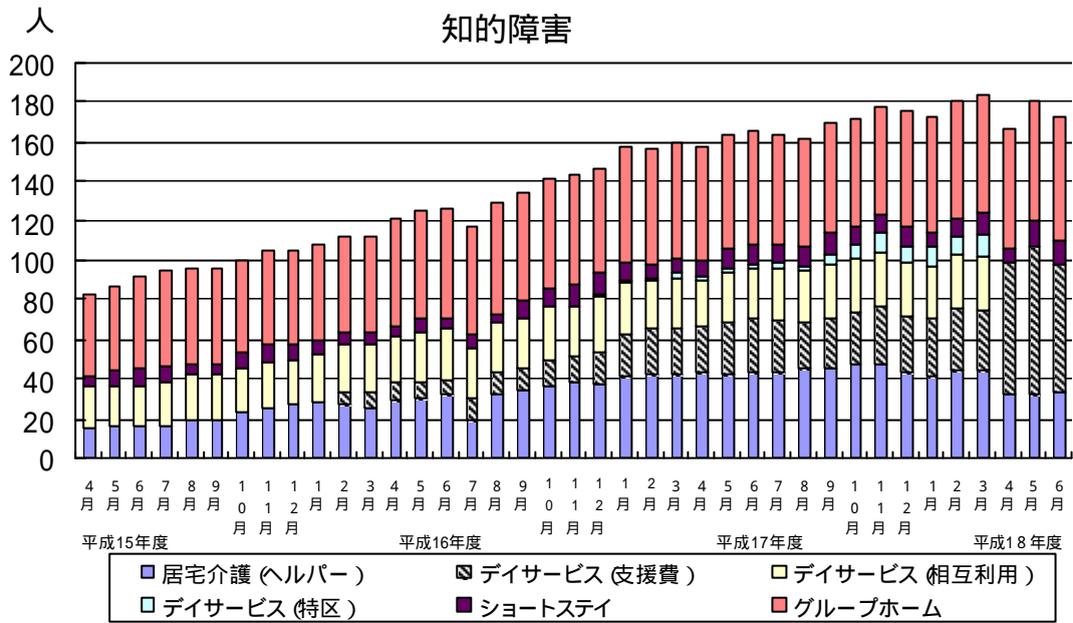
種別	施設種別	利用者実数（人）
身体	更生施設	4
	療護施設	132
	授産施設	18
知的	更生施設	187
	授産施設	22
精神	授産施設	0
合計		363

平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数は、363名です。

## 在宅サービス

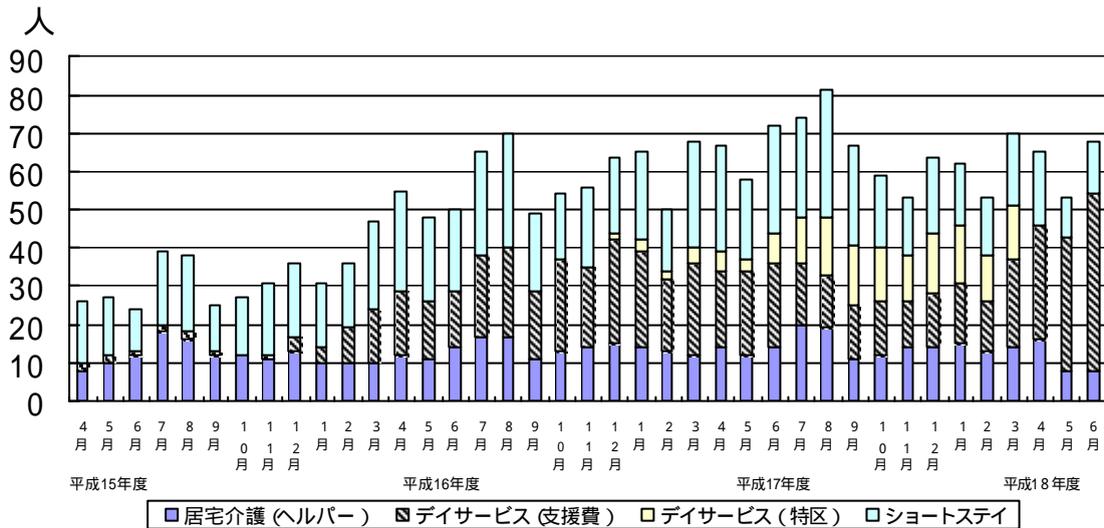


- 居宅介護(ヘルパー)は、ほぼ横ばいです。
- デイサービスは、実施施設数が増えていないため、増加傾向はみられません。
- 短期入所(ショートステイ)は、総量が少ないために一人の利用増減で実績が変わりますが、平均するとほぼ横ばいです。

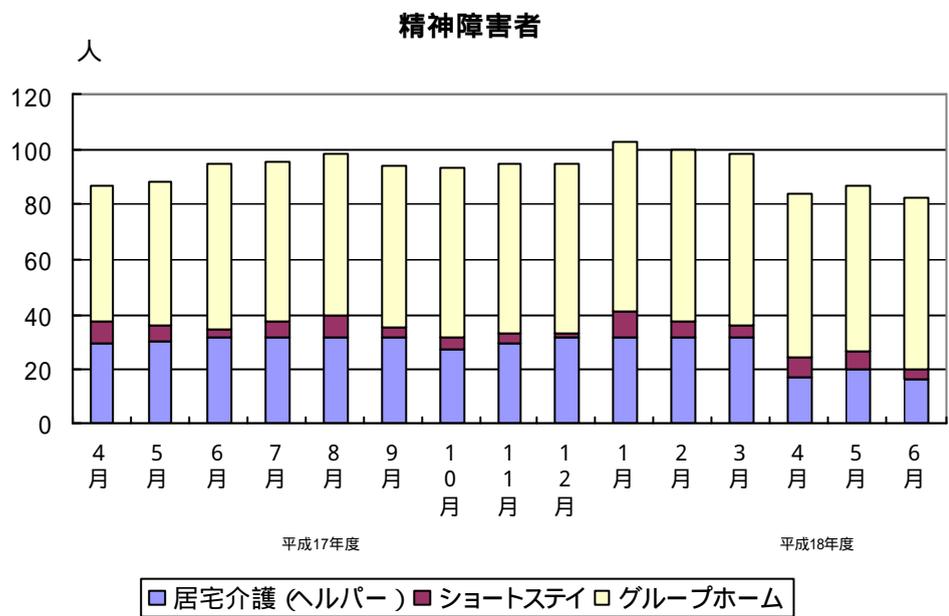


- 居宅介護（ヘルパー）は、ほぼ横ばいです。
- デイサービスは緩やかな増加傾向です。
- 短期入所（ショートステイ）は全体に横ばいです。

## 障害児



- 居宅介護(ヘルパー)は、ほぼ横ばいです。
- デイサービスは急増しています。市内の事業所の新規開設や特区デイサービスの増加によるものです。
- 短期入所(ショートステイ)は横ばいです。



- 居宅介護(ヘルパー)は、利用者が固定しており、ほぼ横ばいです。
- ショートステイは、利用者が固定しており、家族等の状況により、利用頻度の増減がありますが、横ばいです。

## 2 - 3 障害福祉サービスの課題

- (1) 入所施設の新体系への移行
- (2) 身体障害・知的障害の施設入所者が地域生活へ移行するための支援体制整備（地域生活移行に向けた生活訓練のシステム，ヘルパー等の生活支援サービス，就労への支援体制，グループホームやケアホームを含む居住場所の確保，地域住民への啓発）
- (3) 精神障害者の退院促進のための支援体制整備（グループホーム・ケアホーム等の居住系サービスの確保，生活訓練のための施設整備，ショートステイの確保，地域住民への啓発）
- (4) 一般就労・福祉就労の促進
- (5) 小規模作業所（法定外事業）の法定化への移行支援
- (6) 三障害の制度一元化に伴う相談等の体制整備
- (7) 利用者1割負担による低所得者への対策

### 第3章 基本理念

---

本計画は、高知市障害者計画の基本理念を踏襲します。

高知市障害者計画では、「それぞれのライフステージに沿って夢や希望を実現するための支援体制を構築し、自分の力だけでは乗り越えることが難しい壁を取り除いていきます（バリアフリーの推進）。そして障害の有無にかかわらず同じまちに住む市民として、一人ひとりがお互いにいきいきと輝いて暮らせるノーマライゼーションの理念を実現します」という基本理念を掲げています。

市民一人ひとりが支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

ノーマライゼーションの理念の実現  
～いきいきと輝いて暮らせるまち～

夢や希望の実現を支援するための体制の構築  
・ライフステージに沿った支援

バリアフリーの推進  
・障害についての正しい理解  
・あんしんして暮らせるまち

国が掲げる障害福祉計画の基本的理念

- (1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化
- (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービスの基盤整備

## 第4章 基本方針

---

### (1) 障害福祉サービスの新体系への円滑な移行の推進

利用を希望する障害のある人が、適切な訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービスを利用して、その人らしい地域生活が送れるように、各種サービスの新体系への円滑な移行を進めます。

特に、小規模作業所について、より安定した運営ができるよう法定サービスへの移行を支援します。

### (2) 入院・入所中の障害のある人の地域生活への移行支援体制整備

地域における居住の場として、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の充実を図ります。

生活介護等の介護給付，自立訓練等の訓練等給付，地域生活支援事業の実施により，入所・入院から地域生活への移行を支援します。

地域生活移行のための相談支援の体制整備を検討します。

### (3) 就労支援の強化

就労移行支援事業等の推進により，福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，福祉施設における雇用の場を拡大します。

就労関係機関のネットワークづくりを支援します。

### (4) 情報のバリアフリーの推進

障害のある方の社会参加促進の観点から，情報のバリアフリーの推進に向けた事業を検討します。

## 第5章 平成23年度の数値目標

### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日現在の施設入所者数は363名です。このうち、1割(37名)以上が平成23年度末までに地域生活に移行することを目指します。これに合わせ、施設入所者数は国目標の7%(26名)を上回る、9.4%(34名)以上削減する見込みとします。

項目	数値
現在の入所者数(A)平成17年10月1日現在	363人
削減見込み数(B)	34人以上
【目標値】平成18~23年度地域生活移行総数	37人以上
【目標値】平成23年度施設入所者数(A-B)	329人以内

### (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成18年8月現在の入院患者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者は233名(県内557名)です。国は、平成24年度末までに退院可能精神障害者の解消を目指しており、本市としても23年度までに約200名の地域生活への移行を目指します。

項目	数値
現在(平成18年8月1日)	1372人
【目標値】減少数	200人

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

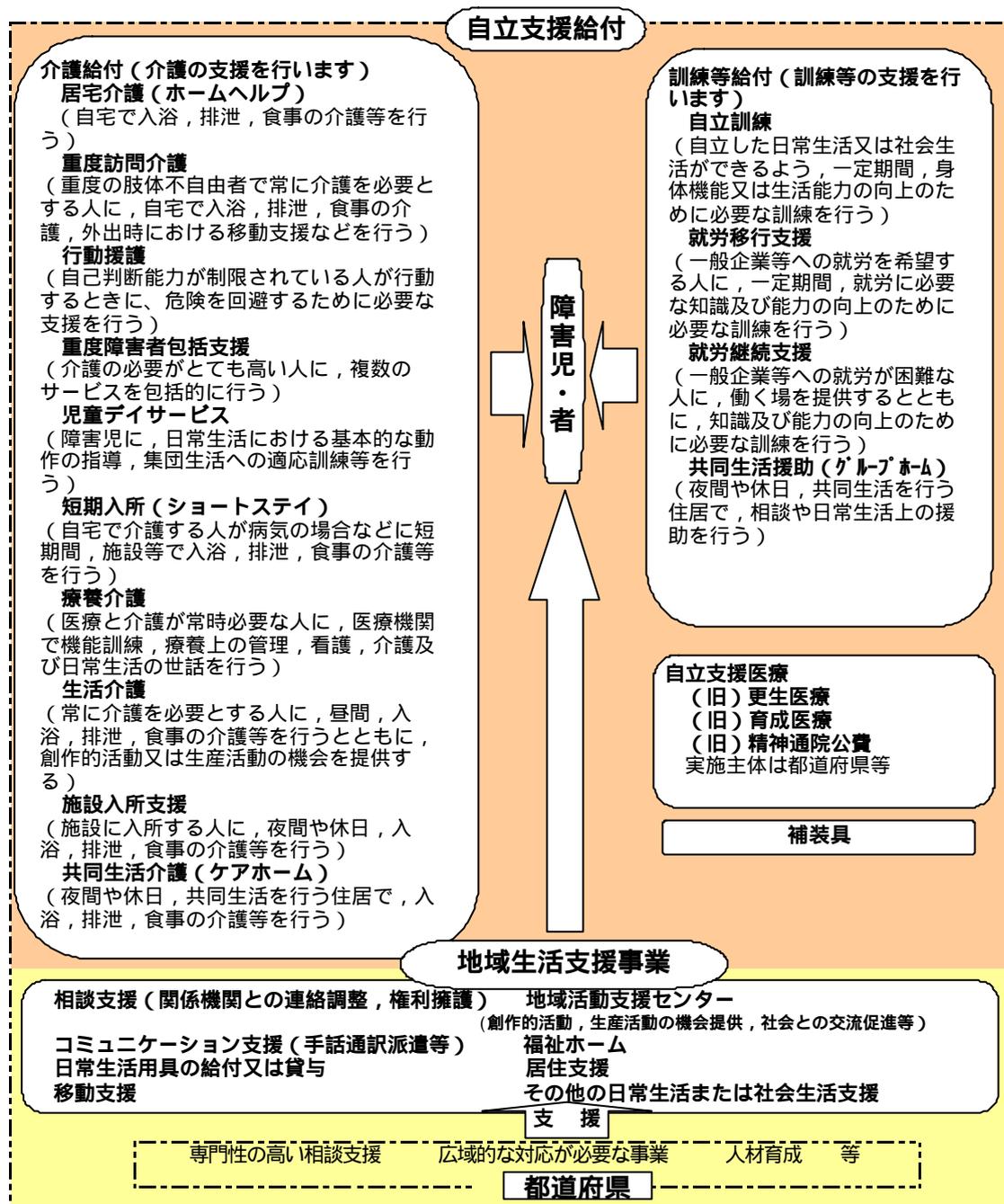
福祉施設から一般就労に移行する者は、平成15~17年度実績によると年平均8.6名です。平成23年度には、1年間に34名(現状の4倍)の移行を目指します。

また、福祉施設利用者のうち、1割は就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援利用者のうち8%は雇用型を目指します。

項目	数値
現在の年間一般就労移行者数	8.6人
【目標値】年間一般就労移行者数	34人

## 第6章 指定障害福祉サービス等

### 6 - 1 新体系の概要



## 6 - 2 指定障害福祉サービス等の見込み量

( )内は、1日あたりの利用実数を示しています。

### 指定障害福祉サービス(介護給付)

	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	5,680	5,680	5,680	5,680	時間分/月
児童デイサービス	360(15)	456(19)	480(20)	552(23)	人日分/月
短期入所	185	188	191	200	人日分/月
療養介護	2	2	2	150	人分/月
生活介護	924(42)	924(42)	1,716(78)	8,470(385)	人日分/月

### 指定障害福祉サービス(訓練等給付)

自立訓練(機能訓練)	44(2)	44(2)	66(3)	178(8)	人日分/月
自立訓練(生活訓練)	109(4.99)	185(8.414)	432(19.654)	776(35.787)	人日分/月
就労移行支援	417(18.972)	589(26.796)	692(31.476)	1,490(67.77)	人日分/月
就労継続支援(A型)	0	99(4.54)	141(6.448)	610(27.74)	人日分/月
就労継続支援(B型)	2,486(113)	2,772(126)	4,510(205)	8,822(401)	人日分/月

### 指定障害福祉サービス(居住系)

共同生活援助(グループホーム)	94	111	118	256	人分/月
共同生活介護(ケアホーム)	28	30	34	57	人分/月
施設入所支援	1	1	50	329	人分/月

### 指定相談支援

相談支援	7	9	9	13	人分/月
------	---	---	---	----	------

「人日分」とは、1ヶ月の延べ供給量を示す単位で、日中活動系サービスは22日/月(児童デイサービスは実績を勘案し、24日/月)で算定しています。

指定障害福祉サービス等の見込み量は、次のように算出しました

指定障害福祉サービス（介護給付）

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援（ホームヘルプ）

平成 15 年～18 年（精神は平成 14 年～17 年）の障害種別毎の利用時間数と利用者数（精神は平成 17 年～18 年）の伸びに、地域生活移行者の利用量を見込んで算出しました。

児童デイサービス

平成 17 年 10 月～18 年 7 月の利用実績の伸びより算出しました。平成 18 年 10 月から利用対象が拡大されることも見込んでいます。

短期入所

平成 15 年～18 年（精神は平成 14 年～17 年）の障害種別毎の利用日数の伸びより算出しました。今後もほぼ同数で推移すると推定しています。

療養介護

平成 18 年度～20 年度までは、進行性筋萎縮症者療養等給付事業決定者数を計上しました。重症心身障害者施設が平成 20 年度に児童施設見直しにより新体系に移行することとし、21 年度以降に合算しました。

生活介護

平成 18 年 11 月実施の県移行希望調査結果より、県内の各施設ごとに現在の高知市利用者数で定員を按分し、高知市比を算出しました。それに、デイサービスセンターのうち生活介護移行数と介護保険のデイサービスの相互・特区利用による現状の利用者平均等を合算しました。さらに、県外施設利用者分を合算しています。

指定障害福祉サービス（訓練等給付）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

平成 18 年 11 月実施の県移行希望調査結果より、県内の各施設ごとに現在の高知市利用者数で定員を按分し、高知市比を算出しました。それに、介護保険のデイサービスの相互利用による現状の利用者平均等を加算しました。さらに、県外施設利用者分を合算しています。

就労移行支援

平成 18 年 11 月実施の県移行希望調査結果より、県内の各施設ごとに現在の高知市利用者数で定員を按分し、高知市比を算出しました。さらに、県外施設利用者分を合算しています。

就労継続支援（A型・B型）

平成 18 年 11 月実施の県移行希望調査結果より、県内の各施設ごとに現在の高知市利用者数で定員を按分し、高知市比を算出しました。それに、県外施設利用者分を合算しています。

指定障害福祉サービス（居住系）

施設入所支援

平成 18 年 10 月 1 日現在の決定者数に，平成 18 年 11 月実施の県移行希望調査結果より，県内の各施設ごとに現在の高知市利用者数で定員を按分し，高知市比を算出したものを合算し，さらに県外施設利用者分を合算しています。療養介護は除きます。

共同生活援助・共同生活介護

平成 18 年度分は，平成 18 年 6 月現在の実績数値です。19 年・20 年度は，平成 18 年 10 月 1 日現在の決定者数に，平成 18 年 11 月実施の県移行希望調査結果より，県内の各施設ごとに現在の高知市利用者数で定員を按分し，高知市比を算出しました。23 年度には，精神病院による退院支援施設および共同生活援助・共同生活介護の設置促進による増加分を 100 人分見込みました。

指定相談支援

指定相談支援

障害種別毎のサービス調整会議開催実績等に地域生活移行分を合算して算出しました。



7 - 2 地域生活支援事業の見込み量

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施 見込み 箇所数	利用 見込み 者数	実施 見込み 箇所数	利用 見込み 者数	実施 見込み 箇所数	利用 見込み 者数	実施 見込み 箇所数	利用 見込み 者数
(1) 相談支援事業								
相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	6		6		6		6	
イ 地域自立支援協議会	1		1		1		1	
ウ 障害児等療育支援事業								
市町村相談支援機能強化事業	1		1		1		1	
住居入居等支援事業	0		0		1		1	
成年後見制度利用支援事業	1		1		1		1	
(2) コミュニケーション支援事業								
手話通訳者派遣		120		150		150		150
要約筆記者派遣		15		31		31		31
手話通訳設置		995		1000		1000		1000
(3) 日常生活用具給付等事業	年間実績							
介護・訓練支援用具		27		28		29		32
自立生活支援用具		132		137		142		160
在宅医療等支援用具		34		35		36		41
情報・意思疎通支援用具		151		157		163		183
排泄管理支援用具		2141		5022		5223		5875
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		22		22		23		26
(4) 移動支援事業(個別支援型)	42	280	44	290	46	300	50	330

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施 見込み 箇所数	利用 見込み 者数	実施 見込み 箇所数	利用 見込み 者数	実施 見込み 箇所数	利用 見込み 者数	実施 見込み 箇所数	利用 見込み 者数
<b>(5) 地域活動支援センター</b>								
基礎的事業	27		27		27		27	
機能強化事業	/		/		/		/	
ア 型	3	/	3	/	3	/	3	/
イ 型	1	/	1	/	1	/	2	/
ウ 型	3	/	3	/	5	/	6	/
<b>(6) その他の事業</b>								
福祉ホーム事業	1	20	1	20	1	20	3	37
訪問入浴サービス事業	2	4	2	4	2	4	2	4
身体障害者自立支援事業	1	20	1	20	1	20	3	37
生活支援事業（生活訓練等事業）	/	415	/	415	/	415	/	415
日中一時支援事業	/	345	/	350	/	355	/	370
生活サポート事業	/	4	/	4	/	4	/	4
<b>社会参加促進事業</b>								
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	/	520	/	520	/	520	/	520
イ 芸術・文化講座開催等事業	/	450	/	450	/	450	/	450
ウ 点字・声の広報等発行事業	/	584	/	584	/	584	/	584
<b>工 奉仕員養成研修事業</b>								
(ア) 手話奉仕員	/	160	/	160	/	160	/	160
(イ) 点訳奉仕員	/	20	/	20	/	20	/	20
オ 自動車運転免許取得・改造助成事業	/	17	/	20	/	20	/	20

## 第8章 障害福祉サービスを円滑に実施するための方策

### 8 - 1 見込み量確保のための方策および計画

障害福祉サービスの見込み量は、現状と事業者の移行希望アンケート調査（平成18年11月高知県実施）の結果を基に、「第5章 平成23年度の数値目標」を踏まえて算出しました。

このうち、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）は、平成23年度313人分を見込んでいますが、移行希望アンケート調査の結果では213人分しか確保されておらず、現時点では100人分が不足しています。

今後、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の数を増やすために、本計画の内容等について事業者に情報提供を行います。また、小規模作業所の法定サービスへの移行支援も実施します。これらにより、見込み量の確保について計画的に取り組みます。

### 8 - 2 地域生活への移行支援

現在入院・入所している障害のある人が、地域生活へ移行するための支援体制の構築に向けて、各種サービスの充実・実施とあわせて、移行を希望する人への支援をモデル的に行います。

### 8 - 3 地域住民への理解促進

障害のある人がグループホーム等を利用して地域での生活をするように、地域住民への啓発を行います。

具体的には、小学校でのふれあい体験学習といった取り組みの他、様々な障害についての広報や職場研修への支援等、より効果的な啓発の方法を検討していきます。

### 8 - 4 サービスの質の確保と向上

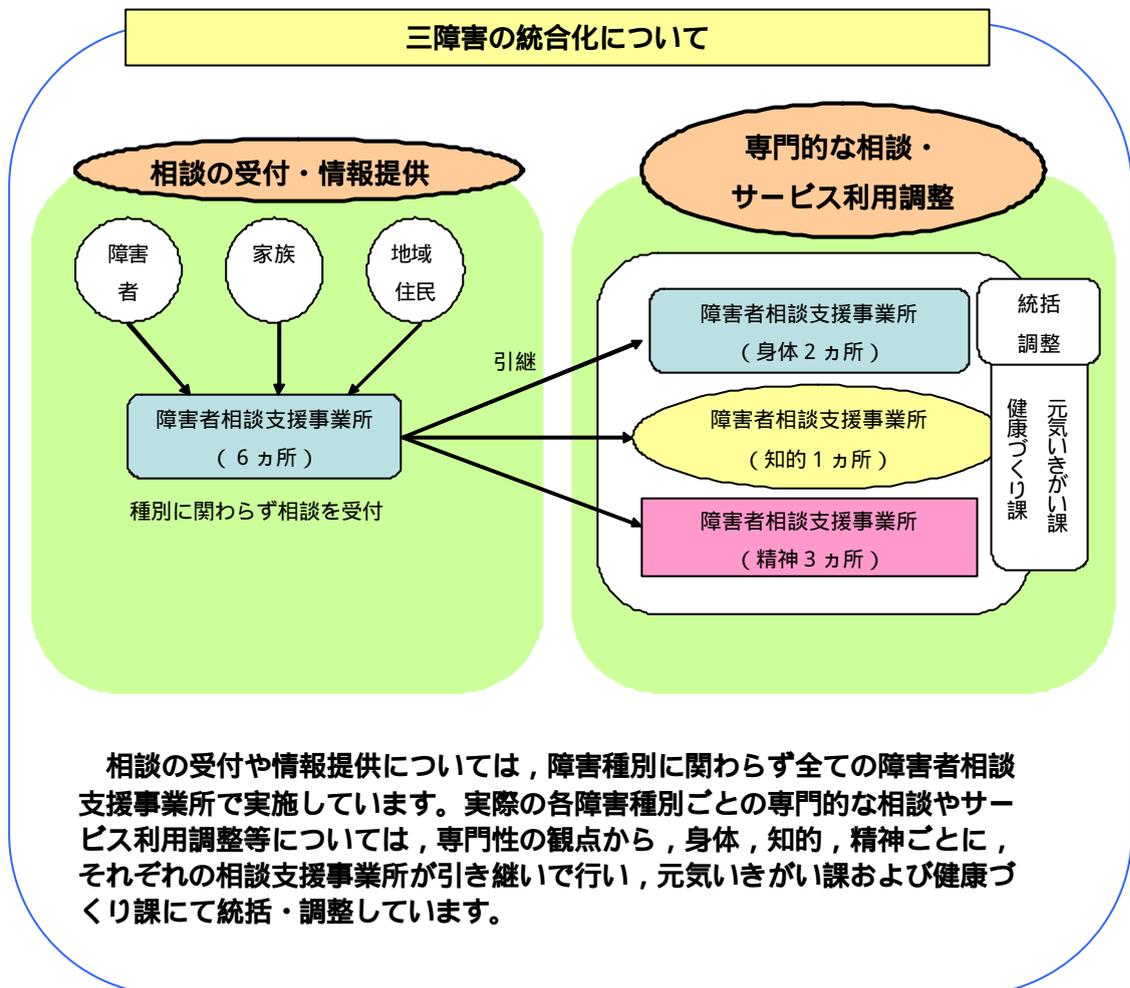
障害特性や疾病（難病等）に応じたきめ細かなサービスの提供ができるように、行政と事業者間の連携および各事業者間の連携を図るとともに、研修や障害福祉サービスの改善に関する指導・助言を実施することにより、サービスの質の確保と向上に努めます。

### 8 - 5 福祉サービスに関する情報の提供

障害福祉サービスの適切な利用を促進するため、制度の内容について市民に周知を図るとともに、利用者がサービス事業者を選定するために必要な情報提供を行います。

### 8 - 6 相談支援体制

市内の障害者相談支援事業を、障害のある人本人だけでなく家族や地域住民等、誰からでも気軽に相談を受ける窓口として広く周知し、機能を充実していきます。



#### 8 - 7 公平・公正な障害程度区分認定体制の確保

障害程度区分認定の訪問調査は、市直営を基本とした調査体制を確立し、障害のある人の生活実態を反映した調査を実施します。

また、障害程度区分認定等審査会においては、1次判定結果と主治医意見書および訪問調査による特記事項に基づき、公平・公正な審査・判定を行います。

障害程度区分認定調査員および障害程度区分認定等審査会委員には、研修等を実施し、資質向上を図っていきます。

#### 8 - 8 非該当認定者への対応

認定の結果「非該当」と認定された方に対しては、地域生活支援事業等利用できるサービスを紹介していきます。

## 第9章 利用者負担の軽減策

### 9 - 1 利用者負担の軽減策

平成19年4月から通所施設・在宅サービス等の負担軽減策が変更されます

現行の負担上限額

区分	国が定める負担上限額		高知市独自軽減による負担上限額
		社会福祉法人軽減	
	平成18年4月～		平成18年10月～
一般世帯(市町村民税課税世帯)	37,200円	なし	12,400円
低所得2(市町村民税非課税世帯)	24,600円	12,300円 (通所施設は7,500円)	8,200円
低所得1(市町村民税非課税世帯であって、本人又は主たる生計維持者の収入が80万円以下)	15,000円	7,500円	5,000円

国が定める負担軽減策の要件に該当しない場合

平成19年4月からの負担上限額

区分	国が定める負担上限額		高知市独自軽減による負担上限額
		社会福祉法人軽減	
	平成19年4月～		
一般世帯(市町村民税課税世帯)	37,200円	NPO等も軽減対象となったので廃止	12,400円
一般世帯であって市町村民税所得割10万円未満世帯	<u>9,300円</u>		8,200円
低所得2(市町村民税非課税世帯)	<u>6,150円(注)</u>		5,000円
低所得1(市町村民税非課税世帯であって、本人又は主たる生計維持者の収入が80万円以下)	<u>3,750円</u>		

《新しい負担軽減策対象者》

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

通所施設、在宅サービス利用者  
「低所得1」、「低所得2」、「一般世帯であって世帯全員の市町村民税の所得割が合計10万円未満世帯」のいずれか1つに該当  
障害者本人及び主たる生計維持者の預貯金額が障害者単身世帯の場合500万円以下又は家族と同居の場合1000万円以下  
障害者本人及び生計維持者名義名義の一定の親族が居住する固定資産( )以外がないこと。  
現在、利用者や配偶者、子ども、親、兄弟など一定の親族が住んでいる家屋又は資産価値が低いことにより現実に処分が困難であると市町村が判断したもの。

(注)

児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、通所による指定旧法施設支援、通所による指定障害児施設支援を単独で利用している場合は3,750円  
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援を単独で利用している場合は6,150円  
とを併用して利用している場合は6,150円(短期入所の場合は3,750円)

### 9 - 2 施設入所障害児(20歳未満)の保護者を対象とした負担軽減

平成19年1月から、障害者施設に入所している20歳未満の障害児の保護者を対象に、保護者負担額(定率負担+食費)のうち従前の応能負担額と比べて増加した額を軽減します。



**編集・発行**

**〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号**

**高知市健康福祉部**

**健康福祉総務課 電話 088-823-9440**

**元気いきがい課 電話 088-823-9378**

**健康づくり課 電話 088-823-9436**